

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：33906

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730051

研究課題名（和文） 独禁法が禁止する「不公正な行為」の内容にかかる比較法研究

研究課題名（英文） A Study of “Unfair Acts” under the Competition Laws: A Comparative Law Perspective

研究代表者

井畑 陽平（IBATA YOHEI）

椋山女学園大学・現代マネジメント学部・講師

研究者番号：80467406

研究成果の概要（和文）：研究期間中に、途中経過の報告を含めて6回に渡り研究会を実施し、研究代表者だけでなく、当該研究会に参加した者との間で、独禁法が禁止する「不公正な行為」の現状と課題とについて理解を深めた。現在、この成果について、同タイトルの詳細な論文としてまとめるべく作業を行っている。

研究成果の概要（英文）： There were 6 times study group meetings during 3 years, common understanding about the present state and its problems of “Unfair Acts” under the Competition Laws has been deepened among all participators. Now an extensive thesis with the same title will be supposed to be published within a couple of academic years.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野： 経済法

科研費の分科・細目： 法学・社会法学

キーワード： 不公正な取引方法 独占禁止法 消費者保護 競争政策

1. 研究開始当初の背景

21世紀における一連の規制改革の結果、共同体的な関係に根ざした他律に基づく市場規制ルールから、自律に基づく市場規制ルールへの転換が図られることとなった。しかし、一連の改革が私人による自律のみを強調することとまれば、市場は、消費者に損害をもたらす「不公正な行為」で席卷されることにもなりかねない。

消費者が、事業者の「不公正な行為」により損害を被っているのであれば、景品表示法とともに不公正な取引方法を禁止する独禁法を厳格にエンフォースすれば足りそうである。

しかし、これまで独禁当局（公正取引委員会）が事件化したものの大半は、入札談合等の競争を回避する行為と競争者を排除する行為とであって、直接的に消費者に損害を与える類型の行為を禁止した事案はほとんどないという状況にあった。

2. 研究の目的

(1) 消費者団体訴訟の導入、さらには独禁法で禁止される不公正な取引方法の一部の行為類型に対する課徴金制度の設定等により、行為類型を限定しつつ、消費者を保護する市場規制ルールの漸進的な強化が図ら

れている。そこで、本研究では、独禁法で規制可能な行為類型全てについて、独禁法が市場取引に介入する場合に、どの種類の行為をどの範囲でいかにして規制できるとするのか。その理論的な正当化根拠を示すことを、目的とした。

(2) (1)で述べたことを、具体的に説明すれば、次のようになる。

① 従来、わが国独禁当局は、市場で、事業者による自由な競争を確保することに注力してきた。この結果、直接的に消費者に損害をもたらす類型の不正な取引方法を禁止する事案が審決等に現れることは、景品表示法関係の事案を除き、まれであった。すなわち、事業者でないもの——典型的には消費者——が被濫用者である優越的地位の濫用を禁止した事案は、条文の文理上何らの妨げがないにもかかわらず、現段階では存在しない。例を挙げると、ある商品役務の価格が、消費者にとって、あまりに高く設定されている(不当な高価格設定)事案を独禁法違反とした先例は、未だ、ない。そこで本研究では、独禁当局による、このような法運用に、法解釈上のまたは理論的な根拠があるのか解明することを目指した。

② ①で述べた検討をした結果、もし現在の運用に根拠がないとすれば、現状を打開するだけの説得的な立法論を正当化する理論を構築することとした。「不正な行為」の犠牲となっている消費者を保護し、さらに消費者が「不正な行為」に立ち向かう際の道具を用意することは有益であり、かつ、喫緊の課題であると考えられたからである。

3. 研究の方法

(1) 比較法研究の採用

本研究では、米国反トラスト法・EC競争法(現EU。以下では、申請書と平仄を合わせてECと記述とする。)に基づく不正な行為・慣行——EC競争法においては、(消費者)搾取型の市場支配的地位の濫用行為(以下「不正な行為・慣行」に代表させる)——規制にかかる判例・決定及び学説を主たる検討対象として、わが国独禁法が禁止すべき「不正な行為」の内容にかかる解釈論を明らかにする手法をとった。

検討対象を、米国・EC競争法に絞った理由は、次の通りである。第一に、消費者に対する「不正な行為・慣行」を規制した判例——および、独禁当局による決定等——に相当の蓄積があるためである。第二に、当該判決等において、問題とされる行為が「不正な行為・慣行」であって独禁法に違反するものであると判断される際に(比較法的には珍しいこと)ある程度詳細に理由が記されていることから、わが国独禁法で禁止すべき「不正な行為」の違反行為類型を抽出する際の

有益な素材を提供するためである。

(2) 研究を遂行する上での具体的な工夫
検討対象として取り上げる法域での先例の収集・分析を基礎とする比較法研究は、わが国の法学研究の基本的な研究手法に忠実なものである。その上に、個人的に加えた研究遂行上の具体的な工夫は、3年間にわたる本来は1つの研究を意識的に複数の段階に分け、それによって、単年度ごとに研究成果が出るようにしたことである。すなわち、本研究は、3年間の研究期間を、第一期(平成22年度)、第二期(平成23年度)、そして第三期(平成24年度)に分けて、遂行された。

申請者は、各期を通じて、国内および米国・ECにおいて、関係する研究会・フォーラムへ積極的に参加した。国内については日本経済法学会主催の研究会および消費者問題を取り扱う民間フォーラムに、米国についてはABA主催の消費者問題分科会に、ECについては欧州委員会主催の消費者問題に対する法的措置にかかる論点を議論するフォーラムに参加し、最新の学説及び実務的な動向の把握に努めた。さらに、申請者は、研究の進捗状況に照らして適時に、米国・ECそれぞれの独禁当局および外国研究機関に出張し、共同研究並びにインタビューを行った。

とりわけ、第一期と第二期の半ばには、申請者による当期の成果をまとめ、独禁法を専攻する研究者に宛てて広く学会等で報告しさらに論文を公表して、それに対する意見を積極的に求めた。こうすることで、そこまでの研究の客観的な位置づけをうるとともに、次期の研究の方向性の適切さを担保した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

① 平成22年度

平成22年度は、次に掲げる2つを軸に、研究を遂行した。第1にわが国の審判決例の収集・分析、第2に米国先例のデータベース化である。以下、敷衍する。

平成22年度前半は、研究課題に関係するわが国の審判決例を、独禁法にかかる事案に限らず収集しデータベース化した。同年度後半を通じて、援用された法律は異なるが、しかし、問題とされる行為の(消費者にもたらす)実質的な効果が類似する事案を抽出し、比較法研究を行う際の基礎的資料として役立てるための準備作業を行った。

平成22年度後半から、米国FTC法5条を根拠として消費者に対する「不正な行為・慣行」を規制している米国での先例を収集しデータベース化する作業を遂行した。連邦取引委員会は、消費者に実質的な損害を与えるものか否かを最重要視して、多岐にわたる行為をFTC法5条に違反する「不正な行為・慣行」として禁止しているため、わが国の先

例と FTC 法 5 条にかかる先例とを比較することで、各国法を個別に眺めているだけでは把握しにくい、わが国独禁法で禁止すべき「不公正な行為」に対する日米法の共通理解を抽出するために有益だと考えたからである。

② 平成 23 年度

平成 23 年度は、次に掲げる 2 つを軸に、研究を遂行した。第 1 に EC および EC 加盟各国の先例のデータベース化、第 2 に EC 競争当局担当者への取材の実施である。以下、敷衍する。

平成 23 年度の前半は、EC 競争法にかかる先例——EC 加盟各国における先例も含む——を収集した。わが国独禁法で禁止されるべき「不公正な行為」の内容を検討するにあたって、EC 競争法で禁止されている市場支配的地位の濫用行為のうち、とりわけ、(消費者)搾取型の市場支配的地位の濫用行為にかかる先例を中心に収集し分析した。

平成 23 年度の後半は、上で述べた当該年度前半の作業を継続するとともに、EC 独禁当局——欧州委員会および加盟各国の競争法のエンフォースメントを担う官庁——、消費者保護を専門とする実務家、そして欧州在住の研究者に対するヒアリングを行った。具体的には、欧州委員会主催の消費者問題に対する法的措置にかかる問題を議論するフォーラムに参加するなどして、研究課題に関連する資料の提供を収集し、有益な情報に接することができた。

③ 平成 24 年度

平成 24 年度は、本研究の研究期間最終年度ということもあり、過去 2 年間で得られた成果の整理と公開のための詰めの作業を行った。以下、敷衍する。

得られた成果の整理として、平成 24 年度全般を通じて、平成 22 年度（主として米国法について）および平成 23 年度（主として EC 競争法について）を通じた本研究を遂行する過程で整理・分析した膨大な先例について、解題や索引などを付した上で、リスト化する作業を進めた。この作業の結果は、研究代表者が所属する研究機関のリポジトリ等を用いて、広く公開を予定するものである。

得られた成果の公開については、消費者を保護するツールとしての独禁法が規制すべき「不公正な行為」の内容を明らかにする解釈論を展開し、実践的に解決が要請されている個別的問題についての考え方を提示する論文を、2013 年度中には、その一部について公表する予定である。これにより、本研究の成果を広く社会に還元したい。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

① 位置づけ

本研究で得られた成果を、既存の先行研究

との対比で位置づけると、おおむね、次の三点に集約される。第一に、現在推進されている規制改革は、競争を促進しつつ個人々の自律としての自由を尊重する社会を実現しようとするものである。このような社会的趨勢に合わせて消費者を保護する法へと変化を遂げつつある独禁法のあるべき姿を、「不公正」なる概念を手がかりに、モデルとして提示できた。第二に、独禁法で禁止されるべき「不公正」概念の解釈論といった理論的モデルの提示にとどまらず、実践的に解決が要請されている個別的問題に対する具体的な施策の提示を合わせて企図したものだということである。第三に、比較法と法の経済分析とを合わせた、学際的な研究手法により、成果を導いたこと等である。

② インパクト

研究期間が終了した直後ということもあり、ここでは、本研究について予想されるインパクトについて二点述べる。

第一に、本研究では、消費者を保護するツールとしての独禁法モデルを提示することで、独禁法で対処可能な消費者に対する「不公正な行為」の内容が、理論とともに行為類型を含めてある程度具体的に特定できたので、後続の新たな研究を誘発するための基盤が形成されたと考えられる。第二に、本研究は、「不公正」という、一方では曖昧で過剰規制の危険があるものの、他方では一般条項的で柔軟な概念をベースとして個別的問題に対する具体的な施策の方向性のある程度示したことから、今後、消費者が直面するであろう新たな社会的課題の解決策を提示するにあたって応用が容易な理論的バックボンの形成に寄与できると考えられる。

(3) 今後の展望

残念ながら、2013 年度からの科研費の申請は採択されず、本研究を、さらに深化させる研究を科研費の支援の下、続けることが出来なかった。しかし、今後も、「不公正」概念を手がかりとして、公取委を中心とする独禁当局が市場での取引に介入するか否かを定める判断基準についての研究に邁進する所存である。具体的には、これまでの研究では、市場における「消費者」概念について、十分に定義することなく、進めてきた。今後は、消費者の合理性にかかる最新の行動経済学等の知見もふまえ、これまでの法解釈にかかる研究成果のさらなる精緻化に取り組みたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

① 井畑陽平、決済ネットワークに対する競

争的規制——米国及び EU でインターチェンジ料金が問題とされた事例を中心に——、日本経済法学会年報、査読無し、第 33 号(通巻 54 号)、2012 年、pp. 115 - 126

- ② 井畑陽平、ATM ネットワークの運用ルールと競争法(1) [未完]、社会とマネジメント、査読無し、第 9 巻 2 号、2012 年、pp. 1 - 17
- ③ 井畑陽平、排他取引と FTC 法 5 条、公正取引、査読無し、第 734 号、2011 年、pp. 61 - 66
- ④ 井畑陽平、大分大山町農業協同組合による拘束条件付取引事件、ジュリスト、査読無し、第 1420 号、2011 年、pp. 305 - 307
- ⑤ 井畑陽平、不当な取引制限の成立時期、別冊ジュリスト、査読無し、第 199 号、2010 年、pp. 60 - 61

[学会発表] (計 2 件)

- ① 井畑陽平、決済ネットワークに対する競争的規制、日本経済法学会、2011 年 10 月 15 日、山形大学
- ② 井畑陽平、FTC 法 5 条にいう「不公正な行為・慣行」の近時の展開、名古屋経済法学会、2010 年 9 月 29 日、公正取引委員会中部事務所

[図書] (計 1 件)

- ① 泉水文雄ほか編著、井畑陽平、有斐閣、競争法の理論と課題—独占禁止法・知的財産法の最前線、2013 年 9 月刊行予定、研究代表者が執筆した箇所の該当ページ数等未定

[その他] (計 5 件)

- アウトリーチ活動等
JICA と公正取引委員会とが共催する途上国競争当局職員向け独禁法研修にかかる講師を、2013 年 2 月、2012 年 8 月、2012 年 3 月、2011 年 10 月、2011 年 2 月の計 5 回務めた。不当な取引制限・不公正な取引方法等のテーマを担当したため、取引の「不公正性」概念について、規制された先例をベースとして、経験と前提知識とが十分でない者であっても、容易に参照可能な基準を教授すべく工夫した。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井畑 陽平 (IBATA YOHEI)

椋山女学園大学・現代マネジメント学部・講師

研究者番号：80467406